

議会運営委員会の概要

- 1 **山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定に係る発議（案）について**
 - ・ 政策調査室長から、資料「山形県議会会議規則の一部改正について」等により説明があり、議会運営委員会発議で本日の本会議に提出することが了承された。
- 2 **議員の派遣について**
 - ・ 事務局次長から、資料「議員派遣一覧表（案）」により説明があり、了承された。
- 3 **議事日程第5号について**
 - ・ 政策調査室長から、資料「会議順序表」等により本日の日程について説明があり、了承された。
- 4 **山形県議会傍聴規則等の一部改正について**
 - ・ 政策調査室長から、資料「山形県議会傍聴規則等の一部改正について」等により説明があり、了承された。
- 5 **閉会中の委員会の開催について**
 - ・ 政策調査室長から、資料「閉会中の委員会の開催について（案）」により説明があり、了承された。
- 6 **その他**
 - (1) **山形県議会危機管理マニュアルの改訂について**
 - ・ 楳津委員長から、資料「『山形県議会危機管理マニュアル』の改訂について」により説明があり、了承された。
- 7 **次回議運開催日時**
 - ・ 令和7年1月31日（金）午前10時と決定された。
- 8 **本日の開議時刻**
 - ・ 議会運営委員会終了後、直ちにと決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和6年12月20日（金）

午前 10 時

- 1 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定に係る発議（案）について
- 2 議員の派遣について
- 3 議事日程第5号について
- 4 山形県議会傍聴規則等の一部改正について
- 5 閉会中の委員会の開催について
- 6 その他
- 7 次回議運開催日時
令和7年1月31日（金）午前10時
- 8 本日の開議時刻

山形県議会会議規則の一部改正について

1 背景

全国都道府県議会議長会で定める標準会議規則（昭和31年9月8日全国都道府県議会議長会幹事会決定）が、多様な層の住民がより議会に参画しやすくするための環境整備等を図るために改正されたことに伴い、本県議会においても同様に山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）を改正するものである。

2 改正概要

【欠席事由の改正】

- ・看護及び配偶者の出産を欠席事由に追加

【規定の整備】

- ・傍聴規則の改正に伴い、議場と傍聴席を分けて規定する必要があることによる規定の整備

3 施行日

公布の日

発議第 号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（案）

山形県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「出産」を「出産（配偶者の出産を含む。）」に、「介護」を「介護、看護」
に改める。

第97条中「議場」を「議場及び傍聴席」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 榎 津 博 士

提 案 理 由

多様な人材の参画の観点から、欠席事由の例示を追加する等のため、提案するものである。

山形県議会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

現行	改正案
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産</u>、育児、<u>介護</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 一略一</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第97条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を<u>議場</u>の外に退去させなければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産（配偶者の出産を含む。）</u>、育児、<u>介護、看護</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 一略一</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第97条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を<u>議場及び傍聴席</u>の外に退去させなければならない。</p>

議員派遣一覧表(案)

令和6年12月20日

番号	内 容
44	大原学園山形校生徒と県議会議員との意見交換会 (1) 目 的 上記の意見交換会に出席するため (2) 場 所 山形市 (3) 期 間 令和7年1月30日(木) (4) 議 員 名 阿部恭平、佐藤正胤、渋間佳寿美、矢吹栄修、小松伸也

会 議 順 序 表

[議事日程第5号]

令和6年12月20日(金)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第5号、その他)	
2	<p style="text-align: center;">< 開 議 ></p> ○ 議案及び請願上程 (議第144号から議第170号までの27件及び請願) ○ 常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商 工 労 働 観 光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長 ○ 議案採決 (議第144号から議第170号までの27議案) ○ 請願採決	簡 易 簡 易
3	○ 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての 発議案上程・採決 (発議第18号)	簡 易
4	○ 議員の派遣について上程・採決	簡 易
5	○ 知事あいさつ	
6	○ 議長あいさつ < 閉 会 >	

議 事 日 程 (第 5 号)

令和6年12月20日(金) 午前10時開議

- 第 1 議第144号 令和6年度山形県一般会計補正予算(第4号)
- 第 2 議第145号 令和6年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)
- 第 3 議第146号 令和6年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
- 第 4 議第147号 令和6年度山形県土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 5 議第148号 令和6年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 6 議第149号 令和6年度山形県流域下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 7 議第150号 令和6年度山形県電気事業会計補正予算(第3号)
- 第 8 議第151号 令和6年度山形県工業用水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 9 議第152号 令和6年度山形県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)
- 第 10 議第153号 令和6年度山形県病院事業会計補正予算(第2号)
- 第 11 議第154号 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議第155号 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 13 議第156号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議第157号 都市計画街路事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 15 議第158号 下水道事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 16 議第159号 道路事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 17 議第160号 急傾斜地崩壊対策事業(単独)に要する費用の一部負担について
- 第 18 議第161号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋桁製作架設工事請負契約の一部変更について
- 第 19 議第162号 空港地上支援車両の取得について
- 第 20 議第163号 当せん金付証票の発売について
- 第 21 議第164号 山形県源流の森の指定管理者の指定について
- 第 22 議第165号 山形県生涯学習センター等の指定管理者の指定について
- 第 23 議第166号 令和6年度山形県一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について
- 第 24 議第167号 令和6年度山形県一般会計補正予算(第5号)
- 第 25 議第168号 令和6年度山形県流域下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第 26 議第169号 令和6年度山形県電気事業会計補正予算(第4号)
- 第 27 議第170号 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 請願
- 第 29 発議第18号 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 30 議員の派遣について

請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和6年12月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	21	6.12.3	総務	国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出について	鶴岡市水沢字行司免43-13 沖縄に応答する会@山形 代表 漆山 ひとみ	石川（渉）、関	継続審査	
〃	22	6.12.3	厚生環境	「山形県立河北病院と寒河江市立病院の統合再編・新病院整備に関する協議会」で議論されている「基本構想」への意見反映について	寒河江市元町1-17-5 地域医療の充実を求める西村山地区県民の会 会長 三坂 賢一	橋本、吉村、高橋（啓）、木村	継続審査	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	1			1	
厚生環境	1			1	
計	2			2	

継続審査請願審査結果一覧表

令和6年12月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	11	5.12.4	厚生環境	人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書の提出について	鶴岡市水沢字行司免43-13 「平和の礎」名前を読み上げる山形の会 代表 漆山 ひとみ	青木、高橋（啓）	継続審査	
〃	13	6.2.20	文教公安	夜間中学の開設について	福島県福島市南沢又字曲堀東8-6 夜間中学校開設を進める会 代表 武田 徹	吉村、高橋（啓）、木村	継続審査	
〃	16	6.6.11	厚生環境	医療機関・介護施設へのさらなる支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇の改善を求める意見書の提出について	山形市青田南6番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	齋藤、橋本、松井、江口、 梅津、青木、吉村、 高橋（啓）	継続審査	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
文教公安	1			1	
厚生環境	2			2	
計	3			3	

山形県議会傍聴規則等の一部改正について

1 背景

全国都道府県議会議長会で定める標準都道府県議会傍聴規則（昭和34年3月全国都道府県議会議長会臨時会決定）について、子育て世代等が傍聴する上で障壁となっている規定や規則制定又は改正時の社会情勢が反映されたままとなっている規定が時代に即した規定に改正されたことに伴い、本県議会においても同様に関係規則等を改正するものである。

2 改正対象

- ・山形県議会傍聴規則（昭和50年3月県議会規則第2号）
- ・山形県議会委員会傍聴規程（平成27年1月県議会告示第1号）

3 改正概要

【傍聴席に入ることができない者について】（傍聴規則第11条、委員会傍聴規程第5条）

- ・危険物や会議妨害等に使用される恐れのある物の傍聴席への持込を禁止する条項について、社会情勢の変化等を踏まえ、規定を整理
- ・児童・乳幼児が原則として傍聴できないことを定めた規定を削除

【傍聴人の守るべき事項について】（傍聴規則第12条、委員会傍聴規程第6条）

- ・傍聴人の守るべき事項を社会情勢の変化等を踏まえ、規定を整理
- ・傍聴人の携帯電話端末等、音を発する機器に係る規定を整備。なお、議長又は委員長が許可しない撮影・録音等は引き続き禁止（傍聴規則第13条、委員会傍聴規程第7条）

4 施行日

公布の日

山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則について（案）

山形県議会傍聴規則（昭和50年3月県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第11条第1項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事」を「会議」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項中「第5号」を「第3号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第12条中「、静粛を旨とし」を削り、同条第2号を削り、同条第1号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 静粛にすること。

第12条第3号を次のように改める。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第12条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、同条第8号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県議会傍聴規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

現行	改正案
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第11条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</u></p> <p>(2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>(4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第13条ただし書の規定による許可を得た者を除く。</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(6) <u>下駄、木製サンダルの類を履いている者</u></p> <p>(7) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(8) <u>異様な服装をしている者</u></p> <p>(9) <u>その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、<u>前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第11条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</u></p> <p>(2) <u>ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(削除)</p> <p>(5) <u>その他会議を妨害することが明らかであると認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、<u>前項第1号から第3号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p>3 一略一</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第12条 傍聴人は、傍聴席にいるときは、<u>静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</u></p> <p>(2) <u>談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(6) <u>みだりに席を離れないこと。</u></p> <p>(7) <u>不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</u></p> <p>(8) <u>その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。</u></p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第12条 傍聴人は、傍聴席にいるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>静粛にすること。</u></p> <p>(2) <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) <u>その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</u></p>

山形県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程について（案）

山形県議会委員会傍聴規程（平成27年1月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) ビラ、幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 前2号に規定する物のほか、委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第5条第1項中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号を削り、同項第9号中「議事」を「委員会」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項中「第5号」を「第3号」に、「物品」を「物」に改め、同条第4項を削る。

第6条中「、静粛を旨とし」を削り、同条第2号を削り、同条第1号中「表明しない」を「表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 静粛にすること。

第6条第3号を次のように改める。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、同条第8号中「委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第5号とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県議会委員会傍聴規程の一部を改正する規程（案）新旧対照表

現行	改正案
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</u></p> <p>(2) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>(4) <u>ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第7条ただし書の規定による許可を得た者を除く。</u></p> <p>(5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(6) <u>下駄、木製サンダルの類を履いている者</u></p> <p>(7) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(8) <u>異様な服装をしている者</u></p> <p>(9) <u>その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</u></p> <p>2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、<u>前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) <u>銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者</u></p> <p>(2) <u>ビラ、幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>前2号に規定する物のほか、委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(削除)</p> <p>(5) <u>その他委員会を妨害することが明らかであると認められる者</u></p> <p>2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、<u>前項第1号から第3号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u></p> <p>3 一略一</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第6条 傍聴人は、傍聴席にいるときは、<u>静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</u></p> <p>(2) <u>談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u></p> <p>(3) <u>はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。</u></p> <p>(4) <u>帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(6) <u>みだりに席を離れないこと。</u></p> <p>(7) <u>不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。</u></p> <p>(8) <u>その他委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u></p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第6条 傍聴人は、傍聴席にいるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>静粛にすること。</u></p> <p>(2) <u>委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さないこと。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) <u>その他委員会を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。</u></p>

閉会中の委員会の開催について（案）

委 員 会	日 時
常任委員会	令和7年2月3日（月）午前10時
山形県議会 定数等検討委員会	令和7年2月3日（月）常任委員会終了後
3特別委員会	令和7年2月4日（火）午前10時

「山形県議会危機管理マニュアル」の改訂について

- 山形県議会危機管理委員会において、「議員の安否確認」について検討を行った。
- 「山形県議会危機管理マニュアル」は、地震の発生時を基本として作成し、地震以外の災害が発生した場合には、このマニュアルに準じて対応することとされている。

一方で、令和6年7月の大雨災害など自然災害が激甚化・頻発化しており、地震以外の災害時の議員の安否確認について明確化することが必要な事項も見られることなどから、次のように「山形県議会危機管理マニュアル」を改めることとした。

 - 1 地震発生時に準じて安否確認を行う災害を明確化
 - 2 事務局から安否確認を行う場合の連絡手段に「公用メール」を追加

【参考：改正後のマニュアル（抜粋）】＜改正内容：下線部を追加＞

1 災害発生時・災害発生直後

(1) 議員の安否確認

①議員からの安否報告

ア 県内で震度5弱以上の地震が観測された場合、議員自ら、事務局に自身の安否情報を連絡する。

イ 事務局への連絡は、以下のいずれかの方法により行うものとする。

- ・安否確認システム
- ・電話 023-630-2835, 2838, 3250
- ・ファクシミリ 023-630-2171
- ・電子メール ygikaisomu@pref.yamagata.jp

②事務局からの安否確認

議員からの安否報告と並行して、事務局から議員の公用メール、固定電話、携帯電話、携帯メール等に連絡し、安否の確認を行うものとする。

③地震以外の災害発生時の準用

県内で以下の災害が発生した場合には、上記に準じて安否確認を行うものとする。

- ・県内で警戒レベル5「緊急安全確保」が発令された場合
- ・県内で「津波警報」または「大津波警報」が発令された場合

「山形県議会危機管理マニュアル」新旧対照表

改正前	改正後
<p>はじめに</p> <p>1 山形県議会危機管理マニュアルについて 【略】</p> <p>(3)対象とする災害</p> <p>地震の発生時を基本として作成し、地震以外の災害（津波の発生、台風や豪雨などによる風水害、ミサイル発射等）が発生した場合には、このマニュアルに準じて対応する。</p> <p>第1章 災害時の議会活動</p> <p>1 災害発生時・災害発生直後</p> <p>(1)議員の安否確認</p> <p>① 議員からの安否報告</p> <p>ア 県内で震度5弱以上の地震が観測された場合、議員自ら、事務局に自身の安否情報を連絡する。</p> <p>イ 事務局への連絡は、以下のいずれかの方法により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認システム ・電話 023-630-2835, 2838, 3250 ・ファクシミリ 023-630-2171 ・電子メール ygikaisomu@pref.yamagata.jp <p>② 事務局からの安否確認</p> <p>議員からの安否報告と並行して、事務局から議員の固定電話、携帯電話、携帯メール等に連絡し、安否の確認を行うものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>(同左)</p> <p>第1章 災害時の議会活動</p> <p>1 災害発生時・災害発生直後</p> <p>(1)議員の安否確認</p> <p>① 議員からの安否報告 (同左)</p> <p>② 事務局からの安否確認</p> <p>議員からの安否報告と並行して、事務局から議員の<u>公用メール</u>、固定電話、携帯電話、携帯メール等に連絡し、安否の確認を行うものとする。</p> <p>③ <u>地震以外の災害発生時の準用</u></p> <p><u>県内で以下の災害が発生した場合には、上記に準じて安否確認を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内で警戒レベル5「緊急安全確保」が発令された場合</u> ・<u>県内で「津波警報」または「大津波警報」が発令された場合</u>